

# 国立大学法人東京外国語大学 特別プログラム規程

〔 令和 4 年 3 月 22 日 〕  
規 則 第 24 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京外国語大学（以下「本学」という。）と外国の大学又は大学院並びに大学以外の教育施設等（以下「外国の大学等」という。）との協定に基づき、外国の大学等に在学する学生を短期間受入れるプログラム（以下「特別プログラム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 特別プログラム学生として入学できる者は、外国の大学等に在籍する学生であつて、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該学生の所属する外国の大学等において、本学で一定の期間教育指導を受けることが認められていること。
- (2) 入学に際して、日本国内において適用される賠償責任保険を含む学生災害傷害に係る保険に加入していること。
- (3) 入学に際して、適正な在留資格の手続きを経て入国していること。

(身分)

第 3 条 特別プログラム学生の身分は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第 50 条及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 41 条に規定する特別聴講学生とする。

(入学の志願)

第 4 条 特別プログラム学生として入学を志願する者は、学生が所属大学の推薦書及び必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の受入)

第 5 条 前条の入学志願者の受入については、国際マネジメント・オフィス留学部会の議を経て、学長が決定する。

(受入期間)

第 6 条 特別プログラム学生の受入期間は 6 か月以内とする。ただし、特別の事情があるときは、当該当初の受入期間と同じ期間の範囲内でこれを延長することができる。

2 受入期間延長の取扱いについては、別に定める。

(授業科目の聴講)

第 7 条 特別プログラム学生は、受入教員及び授業科目担当教員の承認を得て、本学の授業科目を聴講することができる。

(施設、設備等の利用)

第8条 特別プログラム学生は、本学における教育研究指導に必要な施設、設備等を利用することができる。

(授業料、入学料及び検定料)

第9条 特別プログラム学生の授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他費用に関する規定に定めるものによる。

2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。

(準用規程)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別プログラム学生について必要な事項は、国立大学法人東京外国語大学学則及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則等を準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別プログラム学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。